

◎粗雑工事が判明した下記業者について、2.5ヵ月間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：株式会社NIPPON
業者の住所：東京都中央区八重洲1-2-16
2. 指名停止措置期間：平成30年4月18日～平成30年6月28日
(2.5ヶ月)
3. 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内
4. 事実概要
本件は、当局発注の「平成27年度福岡空港誘導路(A4)改良外1件工事」において、施工したコンクリート舗装版の連結用鉄筋が、所定の位置に設置されていない箇所があったという粗雑工事である。
また、上記のことが発覚した際、同社が施工した「平成22年度福岡空港エプロン誘導路(A4)改良外1件工事」についても確認したところ、同様の事案が発覚した。
なお、当該瑕疵については、既に修補を完了している。
5. 指名停止措置理由
当該業者たる株式会社NIPPONが、当局発注の「平成27年度福岡空港誘導路(A4)改良外1件工事」及び「平成22年度福岡空港エプロン誘導路(A4)改良外1件工事」において、過失による粗雑工事を行ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局(港湾空港関係)所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(以下「指名停止措置要領」という。)別表第1第2号(下記参照)に該当する。本件については、指名停止2.5ヵ月を適用する。

<指名停止措置要領別表第1>

措 置 要 件	期 間
(過失による粗雑工事) 2 当該地方整備局の所属担当官と締結した請負契約に係る工事(以下この表において「地方整備局発注工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき(かしが軽微であると認められるときを除く。)。	当該認定をした日から1ヶ月以上6ヶ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局
代表：TEL092-418-3340

福岡市博多区博多駅東2-10-7
 総務部契約管理官 田中 浩紀(内線 290)
 経理調達課直通：TEL092-418-3345
 総務部契約課長 星原 隆(内線 2511)
 契約課直通：TEL092-476-3509